

《生徒会権利憲章》

学校は、自分の願いを実現する場所であり、人間らしくなるためのところである。

そして何より楽しい場所でなければならない。また、一人ひとりが大切にされなければならない。

そのことを実現するために、互いに権利を認め合うことを宣言する。

1. 私は、体について安全に暮らし、私らしく生きる権利を持っています。

そのことは、

(1) たたいたり、つついたり、傷つけたりしてはいけないことを意味しています。

(2) 顔つきや、体つきについての不当な差別はしてはいけないことを意味しています。

2. 私は、皆から一人の人間として理解され、安心して生活する権利を持っています。

そのことは、無視されたり、いじめられたり、嫌みや悪口、陰口、嫌なあだ名などで気持ちを傷つけられたりしてはならないことを意味しています。

3. 私は、私の意見を自由に話して聞いてもらうこと、人の話を聞く権利を持っています。

そのことは、冷やかされたり、無視されたり、馬鹿にされたり、陰口を言われたりしてはいけないことを意味しています。

4. 私は、人間としての力を伸ばすために、落ち着いた環境で学ぶ権利をもっています。

そのことは、さわがれたり、馬鹿にされたり、学力で差別されたりしてはならないことを意味しています。

5. 私は、助言や学習により自分を見つめ、自分の力で未来を切りひらき、人間として成長する権利をもっています。

そのことは、正しい指導なしに強制されたり、自分の思いや願いを邪魔されたりしてはならないことを意味しています。

私たちは、権利憲章を確実に実行し、多くの生徒が悩みから解放されるよう、話し合いその他の手段で努力しなくてはならない。

権利の濫用は許されない。私たちは、権利を得ることにより、権利を正しく生かす責任をともなっている。自分の権利を守ることは、同時に他の人々の権利を大切にすることになる。